

函館市町会会館建設費等補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市における町会および自治会等地域住民が組織する団体（以下「町会」という。）が会館の新築、買収、改築、増築、増改築または解体（以下総称して「建設等」という。）をする場合における当該会館の建設等に要する経費に係る補助金の交付に関し、函館市補助金等交付規則（昭和62年函館市規則第43号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 会館 地域住民の自主的な活動に資するために町会が設置する建物であって、会議室、炊事場および便所その他市長が必要と認める構造設備を備えているものをいう。
 - (2) 会館の新築 新たに会館を建築することまたは既存の会館の全部を撤去して新たな会館に建て替えることをいう。
 - (3) 会館の買収 会館として使用するために既存の建物を買い取ること（買い取った建物を会館として使用するために併せて改築、増築または増改築（以下総称して「改築等」という。）をする場合にあっては、当該改築等を含む。）をいう。
 - (4) 会館の改築 既存の会館の一部を規模および構造が著しく異なる範囲内で建て替えることまたは既存の会館の機能の維持もしくは向上を図る改修をいう。
 - (5) 会館の増築 既存の会館に新たな部分を建て増すことをいう。
 - (6) 会館の増改築 既存の会館の増築および改築を併せてすることをいう。
 - (7) 会館の解体 既存の会館の全部を取り壊し、撤去することをいう。
- （補助の対象となる会館の建設等）

第3条 補助の対象となる会館の建設等は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 会館の新築または買収をする場合 当該会館の延べ床面積が 100 平方メートル以上であるときまたは 100 平方メートル未満で市長が特に認めたとき。
- (2) 会館の改築等をする場合 当該改築等に要する経費が 50 万円以上であるとき。
- (3) 会館の解体をする場合 町会合併や複数町会での共同運営により不要となった会館の解体をするとき。

(補助金の額)

第 4 条 補助金の額は、会館の建設等に要する経費（消費税及び地方消費税の額を含む。以下「建設費等」という。）の 2 分の 1 の額（その額が 1,000 万円を超えるときは、1,000 万円を限度とする。）とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、別表に掲げる設備等を備えた高齢者等に配慮した会館であって、建設費等が 2,000 万円を超えるときは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。
 - (1) 別表に掲げる設備等の整備に要する経費（消費税及び地方消費税の額を含む。以下この項において「特別設備費」という。）が 200 万円以内の場合 建設費等から特別設備費を控除した額の 2 分の 1 の額（その額が 1,000 万円を超えるときは、1,000 万円を限度とする。）に特別設備費の 2 分の 1 の額を加えた額とする。
 - (2) 特別設備費が 200 万円を超える場合 建設費等から 200 万円を控除した額の 2 分の 1 の額（その額が 1,000 万円を超えるときは、1,000 万円を限度とする。）に 100 万円を加えた額とする。
 - (3) 会館の解体後に会館の新築をする場合の補助金額の上限は、この要綱に基づく会館の解体で交付された補助金額を、会館の新築をする場合の補助金額の上限から減じた額とする。ただし、会館の解体により、この要綱に基づく補助金の交付を受けた町会が当該補助金の交付を受けた年度の翌年度の 4 月 1 日（以下「起算日」という。）から起算して 5 年を経過した場合は、この限りではない。

(建設等工事計画書の提出)

第5条 第3条に規定する補助の対象となる会館の建設等をしようとする町会（以下「補助事業者」という。）は、当該会館の建設等をしようとする年度の前年度の市長の指定する期日までに、次の各号に掲げる書類および図面を市長に提出しなければならない。この場合において、災害等により会館の一部が損壊する等急施を要する場合は、これらの書類および図面の提出を省略することができるものとする。

- (1) 町会会館建設等工事計画書（別記第1号様式）
- (2) 資金計画書（別記第2号様式）
- (3) 建設費等の見積書（会館の買収をしようとする場合にあっては、買収価格が明らかになる書類（併せて改築等をしようとする場合にあっては、建設費等の見積書を含む。）。次条第2項において同じ。）
- (4) 建設等をしようとする会館の設計図等工事内容が明らかになる図面
- (5) 会館の建設等をしようとする土地の所有権または使用する権原を有していることを証する書類（会館の新築、買収または増築をしようとする場合に限る。）
- (6) 会館の建設等について町会の総会において承認されていることを証する書類（会館の改築等をしようとする場合は除く。）

(7) その他市長が必要と認める書類

（補助金等交付申請書の提出期限等）

第6条 補助事業者は、規則第7条第1項の補助金等交付申請書（次項において「申請書」という。）を会館の建設等に着手しようとする日の14日前までに市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、規則第7条第2項各号に掲げる書類および図面ならびに建設費等の見積書、会館の建設等（解体を除く。）をしようとする土地の所有権または使用する権原を有していることを証する書類および会館の建設等について町会の総会において承認されていることを証する書類を添付しなければならない。この場合において、規則第7条第2項第3号に掲げる実施設計書および図面は、建設等をしようとする会館の設計図等工事内容が明らかになる図面に代えることがで

きるものとする。

(補助金の交付)

第7条 補助金の交付については、規則第13条第1項ただし書の規定による概算払とすることができます。この場合において、規則第10条の補助金等交付決定通知書で指示する交付予定時期は、工事完了後とする。

(補助事業等実績報告書の提出期限等)

第8条 補助事業者は、規則第17条第1項の補助事業等実績報告書（次項において「報告書」という。）を補助事業が完了した日から30日以内に市長に提出しなければならない。

2 前項の報告書には、規則第17条第2項各号に掲げる書類および図面ならびに建築検査済証の写し（建築基準法に基づく建築確認申請が必要な場合に限る。），売買契約書の写し（会館の買収をする場合に限る。）および建設等をした会館の設計図等工事内容が明らかになる図面を添付しなければならない。

3 前項の書類のうち規則第17条第2項第3号に掲げる書類は、領収書または支払を証明する書類の写しとする。

4 第2項の書類のうち規則第17条第2項第4号に掲げる書類は、その添付を省略することができる。

(登記事項証明書の提出)

第9条 補助事業者は、会館の新築、買収または増築をした場合は、当該会館の所有権に関する登記の手続き完了後速やかに登記事項証明書を市長に提出しなければならない。

(再度の補助金の交付申請の制限)

第10条 会館の建設等（解体を除く。以下この条において同じ。）をした際にこの要綱に基づく補助金の交付を受けた町会は、起算日から起算して5年を経過していない場合は、この要綱に基づく補助金の交付を再度申請することができないものとする。ただし、起算日から起算して5年を経過していない場合であっても、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 災害等により建設等をした会館の全部が損壊し, 当該会館の新築もしくは新たな会館の買収が必要になったときまたは災害等により当該会館の一部が損壊し, 当該損壊箇所の改築が必要になったとき。
- (2) 改築等をした箇所と異なる箇所が損壊し, 当該損壊箇所の改築が必要になったとき。
- (3) 会館の新築, 買収または増築をしたときに比べて会員数がおおむね 3 分の 1 以上増加し, 当該会館の増築が必要になったとき。
- (4) 会館の解体を行うとき。
- (5) その他市長が特別の理由があると認めるとき。

附 則

- 1 この要綱は, 昭和 63 年 6 月 1 日から施行し, 昭和 63 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 函館市町会会館設置補助金交付要綱(昭和 47 年 4 月 1 日制定。)は廃止する。

附 則

この要綱は, 平成 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は, 平成 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は, 平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は, 平成 8 年 10 月 9 日から施行し, 平成 8 年 9 月 27 日から適用する。

附 則

この要綱は, 公布の日から施行し, 改正後の函館市町会会館建設費補助金交付要綱の規定は, 平成 10 年 4 月 1 日以後の申請に係る函館市町会会館建設費補助金について適用する。

附 則

この要綱は, 平成 15 年 10 月 1 日から施行し, 改正後の函館市町会会館建設費補助金交付要綱の規定は, 平成 16 年 4 月 1 日以後の申請に

係る函館市町会会館建設費補助金について適用する。

附 則

この要綱は、平成20年2月1日から施行し、改正後の函館市町会会館建設費補助金交付要綱の規定は、平成20年4月1日以後の申請に係る函館市町会会館建設費補助金について適用する。

附 則

1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行前に改正前の函館市町会会館建設費補助金交付要綱に基づく補助金の交付を受けた町会は、改正後の函館市町会会館建設費補助金交付要綱第9条ただし書の適用を受ける。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和5年7月14日から施行する。

2 令和5年度に会館の解体を実施しようとする場合における第5条の規定の適用については、同条中「前年度の市長の指定する期日」とあるのは「市長の指定する期日」と読み替えるものとする。

別表（第4条関係）

設備等	規格等
自動ドア	開口部の内法が80センチメートル以上
障がい者用便所	広さ200センチメートル四方程度 出入口の内法が80センチメートル以上 車いす使用者のための腰掛け便座および手すりを設置
手すり	
玄関スロープ	内法が90センチメートル以上 こう配が12分の1程度 手すりを設置
段差を解消した床	車いす使用者の通過に支障のない床改築等に適用
エレベーター	かごの床面積が1.83平方メートル以上 出入口の内法が80センチメートル以上 奥行きの内法が135センチメートル以上
その他市長が認める設備	市長が別に定める。